

酒々井町議会 パンデミック対応方針

1. 趣旨

感染症によるパンデミック（世界的大流行）の際に、町議会及び町議会議員が適切な対応を図るため、対応方針を定める。

2. パンデミックの定義

感染症が世界中で大規模に流行し、制御不能になった状態が日本国内でも確認されたとき。

3. 議会の役割

(1) 会議出席者は、会場入口に設置する消毒液により必ず手指消毒を行ってから入室することとし、マスク等を常に着用（飲食時を除く）する。

(2) 会議場レイアウトは、できるだけ社会的距離が確保できるよう考慮する。

(3) 定期的な換気や会議施設及び備品等の消毒を行う。

(4) 密閉空間とならないよう会議場の一部窓及び入口の扉を開放する。但し、議事進行上必要な場合の他、議長または委員長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(5) 密集状態を避けるため本会議及び委員会等への職員の出席は必要最小限とする。

(6) 傍聴者に対しては、広報やポスター等により感染予防の啓発を行うとともに、傍聴受付時において手指消毒、マスクの着用を依頼し、検温を実施する。なお、測定結果が37.5℃以上の場合は傍聴を認めない取り扱いとする。また、社会的距離の確保のため本会議場内での傍聴者を7人までとする。

但し、感染者数が大幅に増加していると認められる場合には、傍聴者数の更なる制限または傍聴不可とする。

(7) 換気に伴う室温の上昇により熱中症を発症する恐れがある場合、特例として、会議出席者は水分補給を可とする。但し、本会議中においては、机上に水筒やペットボトルなどを放置しないよう各自配慮すること。

(8) 定例会における一般質問については、酒々井町議会会議規則第61条の2、文書質問による実施も検討する。

4. 議員の役割

(1) 議員は会議等へ出席する際、各自事前に検温を行い、感染を疑わせる発熱や風邪の症状が見られる場合は、会議等への出席を自粛し自宅待機するものとする。なお、その場合、速やかに議会事務局を通じ議長へ報告をするものとする。

(2) 議員本人またはその家族が感染症に罹患、あるいは濃厚接触者と認定された場合は、速やかに議会事務局を通じ議長へ報告し、医療機関等の指示に従って行動すること。

5. 議会事務局の役割

町対策本部から提供された情報を、必要に応じて議員に伝達する。